

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社筑波銀行（証券コード：8338）

【据置】

長期発行体格付	BBB+
格付の見通し	安定的

格付事由

- (1) 茨城県土浦市に本店を置く資金量約 2.2 兆円の地方銀行であり、10 年 3 月に旧関東つくば銀行と旧茨城銀行の合併により誕生した。茨城県内における預貸金シェアは第 2 位であり、合併以降に事業基盤の強化が進んできた点を評価している。一方、資本充実度は従前に比べて改善したものの、引き続き改善の余力を残しているほか、投資信託の解約益などを除いた基礎的な収益力が比較的速いペースで低下している。今後、収益力の挺入れを図りコア資本比率の改善に結び付けることができるか、JCR は注視していく。
- (2) コア業務純益は 14/3 期の 66 億円をピークに減少に転じている。17/3 期第 3 四半期累計の実績は 21 億円と、投資信託の解約益が減少した影響もあり前年同期比で 49% の減益となった。貸出金利回りの低下を主因とする資金利益の減少、預り資産販売の低迷を背景とした役員取引等利益の減少がその主因となっている。事業環境の悪化に対し営業体制の再構築を進めるなかで、中小企業向け貸出の増強、無担保消費者ローン残高の底入れが図られつつある。トップライン収益への挺入れに加え、経費を一段と削減することで、コア業務純益を反転させることが課題である。
- (3) 有価証券運用では、比較的利回りの高い外貨建外債のエクスポージャーを拡大させており、当面利息配当金を下支えしていくと見込まれる。米国長期金利の上昇を背景に外貨建外債にかかる評価損が拡大しているものの、16 年 12 月末のその他有価証券全体の評価差額は評価益となっている。外貨建外債のエクスポージャーが更に拡大していく可能性があり、リスクとリターンのバランスを注視していく。
- (4) 金融再生法開示債権比率は、地銀平均に近い水準まで低下している。顧客企業の支援および事業再生を念頭に複数の企業に対し予防的な引当を行うなど、保守的な運営を行ってきた。このため、当面の与信費用は落ち着いた水準で推移していくと JCR は見ている。
- (5) 公的優先株や貸倒引当金などを調整後の連結コア資本比率は 5% 台半ばである。第二種優先株式の取得および消却に加え、リスクアセットの増加ペースが速まったことなどから、これまで改善が続いていた調整後の連結コア資本比率は、足元では小幅ながら低下している。

（担当）松村 省三・大石 剛

格付対象

発行体：株式会社筑波銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB+	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年2月14日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：松村 省三
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）「銀行等」（2014年5月8日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 株式会社筑波銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル